

# 固定資産の種類 早わかりガイド



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2026年1月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

# 固定資産の種類 早わかりガイド

## 固定資産の3つの分類

物理的な実体の有無や、保有目的によって区分されます。

分類	特徴	具体例
有形固定資産	目に見える実体がある資産	建物、土地、車両運搬具、機械装置、工具器具備品など
無形固定資産	形はないが、経済的価値がある権利や資産	ソフトウェア、特許権、商標権、借地権、のれんなど
投資その他の資産	長期的な投資目的や、その他に分類される資産	投資有価証券、出資金、長期貸付金、敷金・保証金など

※「ソフトウェア」は無形固定資産として扱われる点に注意が必要です。

# 固定資産の種類 早わかりガイド

## | 金額による経費処理の違い（取得価額の判定）

購入金額によって、「消耗品」として一括で経費にするか、「固定資産」として耐用年数にわたり経費化（減価償却）するかが変わります。

- ・10万円未満：  
「消耗品費」として、購入時に全額を経費計上できます。
- ・10万円以上 20万円未満：  
「一括償却資産」として、3年間で均等に経費計上できます（固定資産税の対象外となるメリットがあります）。
- ・30万円未満（中小企業の特例）：  
青色申告をする中小企業者等は、年間300万円を上限に、購入時に全額を経費計上できます（少額減価償却資産の特例）。  
※適用期限は2026年（令和8年）3月31日まで延長されています。

# 固定資産の種類 早わかりガイド

## 減価償却の2つの計算方法

固定資産（土地などを除く）は、時の経過とともに価値が減るため、耐用年数に応じて少しづつ費用化します。

- 定額法：

毎年「同じ金額」を償却します。

(対象：建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェアなどの無形固定資産)

- 定率法：

初年度の償却額が最も大きく、年々減少します。早期に多くの経費を計上できるため節税効果が高い方法です。

(対象：機械装置、車両運搬具、工具器具備品など)

## 節税のポイント

利益が出ている期は、30万円未満の資産を購入して特例（即時償却）を活用したり、耐用年数が短くなる「中古資産」を購入して減価償却することで、その期の税金を抑えることができます。